

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

ポートキー
36号3階
郵便番号: 049825
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

外資系独資会社深セン支社責任者変更の手続きと費用**概要**

本見積書は、深センにおいて設立され、且つその事業範囲に特別な免許・許可(事前承認又は事後承認)が必要となる業務が含まれない外資系独資会社(有限責任会社)深セン支社のみ適用されます。

当事務所は、深セン支社(支店)責任者変更手続きを行う費用が 9,000 人民元です。当該サービス費用は本見積書 [Section 1.1](#) のサービスを含んでいますが、政府規定費用、郵送料及び書類翻訳費用等を含んでいません。費用詳細は本見積書 [Section 1](#) 及び添付表 1 をご覧ください。

深セン支社責任者変更手続きを行う際に、クライアント様は深セン支社新任責任者の身分証明書類のコピー、中国大陸の電話番号、メール、設立証書(日本の登記簿謄本に相当)及び印鑑等を提供する必要があります。具体的には本見積書 [Section 3](#) をご覧ください。

一般的に、深セン支社責任者変更登記の全ての手続きを完了する時間は、約 4~6 週間です。前述の所要時間は、変更登記に必要な書類を受け取った日から計算されます。具体的には本見積書 [Section 4](#) をご覧ください。

責任者を変更する深セン支社の経營業務に免許・許可の別途申請が必要な場合、当事務所はサービス費用を調整する可能性があり、変更所要時間も相応に延長されます。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

1. 深セン支社責任者変更サービス費用

1.1 サービス範囲と費用

当事務所は外資系独資会社深セン支社(支店)の責任者変更手続きを行う費用が9,000 人民元です。具体的には以下の通りです。

- (1) 変更登記書類一式の作成
- (2) 営業許可証の変更
- (3) 新任責任者印の作成申請
- (4) 税務局での変更登記
- (5) 銀行人民元基本口座登記情報の変更

深セン支社が従事する業務は関係部門による別途の事前承認又は事後承認が必要な場合、その関連費用は実際の状況によって別途請求となります。

1.2 行政費用

上記のサービス費用は関係政府部門の行政費用を含んでいません。政府行政費用は約 1,000 人民元です。

上記各項費用のまとめは、添付表 1 の「外資系独資会社深セン支社責任者変更費用明細表」をご覧ください。

2. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、変更サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。

中国大陸の増値税又は台湾の営業税の発票(日本の領収書に相当)が必要な場合は、現地税法による税金を別途支払う必要があります。

3. 必要な書類

深セン支社責任者変更登記手続きに以下の書類が必要です。

- (1) 新任責任者の身分証明書類の原本及びコピー、中国大陸の電話番号、メール
- (2) 営業許可証の正本及び副本
- (3) 銀行口座開設許可証
- (4) 機構信用コード証の原本
- (5) 支社の会社印、財務印、元の責任者印
- (6) 登記機関が臨時に要求するその他の書類と資料

備考: 銀行における変更登記を行う際に、責任者の身分証明書類の原本が銀行に照合される必要があり、一部の銀行は責任者が自ら銀行に行き変更登記を行うことを要求する可能性があります。具体的には口座開設の銀行の規定に準じます。

4. 変更登記所要時間

一般的に、外資系独資会社深セン支社責任者変更登記の全ての手続きを完了する時間は、約 4～6 週間です。具体的には以下のリストをご覧ください。

順番	項目	所要時間 (営業日)
前期準備		
1	新責任者の身分証明書類及び資料	お客様による
2	深セン支社の証明書類及び印鑑	お客様による
3	その他の資料、書類	お客様による
変更登記申請		
4	営業許可証の変更	3～5
5	新任責任者印の作成申請	1
6	税務局での変更登記	3
7	銀行人民元基本口座登記情報の変更	10～15
		約 4～6 週間

5. 支社責任者実名認証

深セン市国家税務局の規定に基づき、支社の責任者は外国籍の方又は香港・マカオ・台湾住民である場合には、必ずそのパスポート、港澳居民来往内地通行证(通称「回郷証」)又は台湾居民来往大陸通行证(通称「台胞証」)の原本を自ら税務局に持って行って実名認証を行わなければなりません。責任者が実名認証を完了できなかった場合、支社は税務局で全ての税務事項も行えません。例えば、発票の購入、税金還付の申請はできなく、さらに通常の税務申告もできない可能性があります。

外国籍の責任者は必ず自ら税務局に行き実名認証を行わなければならないため、深セン支社の地元社員の付き添いをお勧めします。当事務所のスタッフの付き添いはご希望な場合には、それに応じた手配を提供できます。当該サービス費用は 1,500 人民元です。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

添付表 1 - 外資系独資会社深セン支社責任者変更費用明細表

順番	項目	金額 RMB
1	深セン支社責任者変更費用(備考 1)	9,000
2	政府行政費用及びその他の支出(備考 2)	1,000
3	雑費	500
4	支社責任者実名認証	1,500
	合計	12,000

備考:

1. 当該政府規定費用及びその他の支出は予算金額です。政府規定費用及びその他の支出は発票に基づき実費を請求します。
2. 上記の明細表の第 4 項はオプションのサービスです。クライアント様は自ら行えますが、当事務所に代行を依頼できます。
3. 上記の明細表の費用は税抜きの金額です。中国大陸の発票が必要な場合、別途 7.5%の税金を請求します。

参考資料:

1. 「北京外資系独資会社の株主名称(氏名)変更の手続きと費用」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/326.html>
2. 「北京外資系独資貿易会社設立の手続きと費用」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/320.html>
3. 「北京外資系独資サービス型会社設立の手続きと費用」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/321.html>